

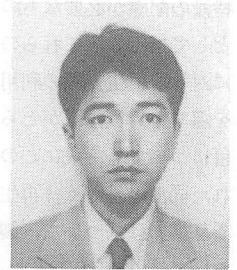
■ 展望・解説 ■

家電リサイクル法について

Law for Recycling of Specified Kinds of Home Appliances

宮 本 昭 彦*

Akihiko Miyamoto



「特定家庭用機器再商品化法」(通称「家電リサイクル法」)は、平成10年3月に政府提出法案として国会に提出され、同年5月に衆参両議院で審議され、成立し、6月5日に公布された。本法は、一般家庭で広く普及している家電製品を中心とする機械器具について、その廃棄された後の回収及びリサイクルを進めようとするものであり、このように家庭用の機械器具を広く対象とし、リサイクルを進めていく制度は世界でも例を見ないものである。

既に本制度に関係する製造業者、小売業者、地方自治体等によるリサイクル体制の整備に向けた取り組みが全国で本格化しつつある。本法の施行には、全国的な回収・リサイクル体制を構築する必要があるため、所要の準備期間を設け、平成13年4月に本格施行を予定しており、まさに、21世紀の到来とともに、新しい家電製品のリサイクルの仕組みが稼働することとなる予定である。

本法の施行による家電製品を始めとする機械器具のリサイクルの実施を契機に、リサイクルに対する社会の意識も向上することが期待されるとともに、これを契機として、その他の分野のリサイクルも含めて社会全体のリサイクルへの取組が進むことが期待されているところである。

1. 法律制定に至る背景

テレビ、冷蔵庫などを始めとする家電製品は、昭和30年代から本格的な普及期に入り、「三種の神器」、「新・三種の神器」として広く国民生活に浸透してきた。いまやほとんどすべての家庭において何らかの家電製品が使用されており、豊かな生活を送る上で、なくてはならない存在となっている。

また、特にテレビなどの民生用電子機器は、我が国

企業が世界での生産活動の過半を占め、これら家電産業は我が国製造業の中核を成す産業として経済活動に大きく貢献するとともに、特にプラザ合意以降、東アジア地域に生産活動を展開させ、東アジア地域の急速な経済発展の原動力となってきた。

このように様々な局面で現代社会に多大な便益をもたらしている家電製品であるが、その反面、これが使用された後に廃棄される段階では問題も生じている。

現在、主に家庭から廃棄される家電製品を中心とする機械器具は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」に基づき、市町村等の地方自治体又は廃棄物処理業者により、処理されている。しかしながら、その処理は、そのまま埋立処分されるほか、減容のために破砕処理が行われたり、一部金属等の資源回収が行われたりしているものの、最終的には埋立処分されており、これら製品に含まれている金属、プラスチックなどの有用な資源(再生資源)が十分に回収され、再び資源として有効活用されているとは言い難い状況にある。例えば、家電製品の中で、特に大型のものが多いテレビ、冷蔵庫、洗濯機及びエアコンは、合計すると、毎年1800万台程度が廃棄されており、これら4種類の製品で家庭から廃棄される家電製品などの約8割(重量比)を占め、これらは相当な量の有用な資源を含有しているものの、毎年、相当割合が利用されずに廃棄されているものと推定されている。

一方、資源の乏しい我が国において有用物たる再生資源が利用されずに廃棄されている状況を改善し、また、最終処分場の逼迫状況を緩和する観点からも、経済活動のあらゆる局面で再資源化を推進し、循環型経済社会の構築に努めるべきであるとの社会的要請が強くなっている。

既に平成3年には「再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)」が制定され、施行されている。再生資源利用促進法においては、使用済み機器のうち、特に再生資源の利用促進の意義が大きく、

* 通商産業省 機械情報産業局電気機器課課長補佐
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-3-1

特段の配慮が必要なものについては、第1種指定製品として指定し、これらの製品の製造等の事業を行う者に対し、再生資源の利用のための配慮事項の遵守義務を課すという措置がとられている。家電製品主要4品目についても、既にこの第1種指定製品として指定され、同法に基づく「再生資源の利用の促進に関する判断基準」に基づいて、製造事業者にはその製造段階において、「材料の工夫」、「構造の工夫」、「分別のための工夫」、「処理に係る安全性の確保」等を図るべき責務が課され、家電業界も既に設計の際の事前製品アセスメントなどの努力を行っているところである。

しかしながら、前述のとおり、現状では家電製品に含まれる再生資源の利用が必ずしも進んでいるとは言えない状況にある。これは、これら家電製品のリサイクルには相応の費用が必要となるにもかかわらず、回収される再生資源の市場価格が低く、コストをかけてまで再生資源の回収を行うことが困難となっているからである。しかしながら、社会的に見れば、リサイクルのもたらす社会的な便益がリサイクルを直接、行う者に還元されていないことが、リサイクルの社会的な限界費用と限界効用の一致を妨げており、このようなリサイクルに要する費用の適切な負担・回収の方法が定まれば、リサイクルは進むものであり、これによる社会的な便益の増大には大きなものがある。

一方、現行の廃棄物処理法においては、前述のとおり家庭から廃棄される廃棄物は一般廃棄物として市町村によりその処理が行われることが原則である。経済成長に伴う国民の生活水準の向上、生活様式の多様化に伴い、家電製品を始めとする家庭で使用される製品も、消費者ニーズに対応するため、その機能の高度化、大型化の傾向をたどり、市町村の処理の現場において適正な処理が困難となる事例が生じてきている。このような傾向が高まる中、平成3年の廃棄物処理法の改正においては、このような市町村では処理が困難な廃棄物について市町村長が製造業者・販売業者等に一定の協力を求める「指定一般廃棄物制度（適正処理困難物制度）」が創設された。家電製品についても、大型のテレビ及び冷蔵庫が平成6年に指定されており、これを受け、平成7年には製造業者や小売業者を中心に全国廃家電適正処理協力協議会が設立され、廃家電回収に際しての小売業者の引取りの協力など製造業者及び小売業者の協力が講じられてきている。このような取り組みは、廃家電の適正処理という観点からは着実な進歩をもたらしているものであるが、リサイクルと

いう観点から見た場合、そもそも制度の趣旨が異なるとはいえ、十分なレベルに達しているとは言えない状況にある。

さらに、平成8年4月からの廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準の改正により、家電製品を中心とする家庭用機器を破碎処理した後に残る残さ（シュレッダー・ダスト）については、安定型処分場への最終処分（埋め立て）が禁止され、遮水シート等を必要とする管理型処分場への最終処分が義務付けられている。今後も廃家電の排出が増加すると見込まれていることから、最終処分場の逼迫状況をますます悪化させることが懸念されている。

このような事態に対応するため、再生資源利用促進法等に基づく促進策や誘導策に基づいてのリサイクルへの製造業者等の取組促進や、適正処理の確保のための廃棄物処理法の確実な運用に加え、抜本的な対策として、従来の適正処理の水準を超えた一定レベル以上のリサイクルの実施を確保し、循環型経済社会の構築のための措置を講じることが必要となってきた。

特に家電製品は、一般家庭に普及しており、その使用量・廃棄量が大きく、さらに、金属、プラスチックなど多様な素材から構成されていることから、いったんリサイクルに向けた取組が進めば、その減量効果や再生資源の利用の促進の面で、大きな効果が見込まれる。さらに、家電製品のリサイクルの促進に当たり開発・蓄積される技術的知見は、他産業における金属・プラスチック等のリサイクルを進めていく上で有益かつ導入可能なものであることが見込まれ、社会全体のリサイクルの促進、循環型経済社会の実現に大きく寄与することが期待される。

このような問題意識の下、通商産業省では、産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会に電子・電気機器リサイクル分科会を設け、広く関係者の参加を得て、平成9年秋に検討を開始し、平成10年6月に「使用済み電子・電気機器のリサイクルの在り方について」とする報告書を取りまとめた。厚生省においても平成10年9月から生活環境審議会廃棄物処理部会において検討を行い、同年12月に報告を得た。

これを受け、通商産業省及び厚生省においては、共同で法案準備作業に入り、政府提出法案として3月に国会へ提出し、両院における審議の上、このたび法律として成立を見たところである。

2. 本法の対象となる製品

本法では、廃棄物の適正処理・再生資源の利用促進の観点から特に製造業者等や小売業者に具体的な義務を課すべきものを「特定家庭用機器」として概念化し、具体的な指定は政令において行うこととしている。これは、一般消費者の生活の用に供する機械器具のうち、社会全体としてリサイクルを進めるべきものとして取り上げるべき製品については、その緊急性・必要性等の観点から優先すべきものが存在するものであるし、また、個々の製品により、製造、流通、排出等の形態が異なるものであることにかんがみ、本法によりリサイクルを進めることが適当であるものを政令で機動的に指定することとしているものである。

具体的には、法律に明示された以下の基準に基づき対象とすべきかどうか判断されることとなる。

- ①市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
- ②当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの
- ③当該機械器具の設計又はその部品若しくは原材料の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な影響を及ぼすと認められるもの
- ④当該機械器具の小売販売を業として行う者がその小売販売した当該機械器具の相当数を配達していることにより、当該機械器具が廃棄物となったものについて当該機械器具の小売販売を業として行う者による円滑な収集を確保できると認められるもの

本法は、平成10年12月1日から、小売業者・製造業者等のリサイクルや引き取りなどの具体的な義務付け等の部分を除き、施行されているところであるが、その際に、本法に基づく特定家庭用機器再商品化法施行令において、特定家庭用機器として、①ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、②テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）、③電気冷蔵庫、④電気洗濯機の4品目が指定されている。

この指定においては、法的な必要性から、一般になじみにくい用語が使用されているが、これら対象品

目は、一般家庭で使用される、いわゆるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機を指している。

3. 関係者の役割分担

家電製品のリサイクルは、社会全体で取り組むべき課題であり、社会の構成員がそれぞれ役割を分担し協力することが必要となる。このため、本法では、以下のような役割分担を定めている。

（1）製造業者及び輸入業者の役割

家電製品などの製造業者は、製品の企画、仕様の決定、原材料の選択、実際の製造等を行っており、製品について最も多くの情報・技術を有している。このため、自らが製造した製品について、それが回収された後に、適切かつ高度なリサイクルの実施を、社会経済的に見て最も低いコストで実現することが可能な立場にあると考えられる。また、製造業者が、自らが製造した製品をリサイクルする役割を担うことにより、できるだけ低いコストでリサイクルを実現できるよう、製品設計や素材選択に当たっての取組が促進されることも期待できる。本法では、製造業者が原則として各企業ごとに自ら製造した製品のリサイクルを行うことを原則としているが、これにより個々の製造業者がそれぞれの知見を活かして最も合理的かつ効果的なリサイクルを実施することを期待している。また、製造業者がその製品の廃棄された後のリサイクルを行うことから、製造業者は自らが保有している情報や技術を最大限に活用し、できるだけ長期間使用されるような製品開発を行うことに努力することが予想され、社会全体としての廃家電の排出量が少なくなることも期待されている。

一方、家電製品などの輸入業者も、市場に製品を供給するという面に着目すれば、国内の製造業者と同様な経済活動を行っており、国産品と輸入品との間の公平性を確保する観点（内外無差別の原則）から、同様な位置づけを与えられるべきである。さらに、輸入業者は、製品の輸入に際して、よりリサイクルしやすい製品を輸入することを選択し得る立場にあることから、製造業者と同様の義務を担うこととすれば、よりリサイクルしやすい製品の輸入に努力することが想定される。このため、本法では製造業者、輸入業者を併せ「製造業者等」と規定し、等しく扱うこととしている。

本法では製造業者等には、大きくは以下の2つの義務を課している。

第一に、製造業者等は、自らが製造等をした特定家

庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物（廃棄された特定家庭用機器のこと）の引取りを求められたときは、これを引き取らなければならないものとしている。

第二に、製造業者等は、主務大臣の定めるリサイクル基準に従い、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等（リサイクル）を行わなければならないものとした。この基準は、量についての基準として重量比で何パーセント以上のリサイクルを行う必要がある旨を定めるものであり、現在、通商産業省の産業構造審議会及び厚生省の生活環境審議会において、具体的な水準をどの程度に設定すべきかの検討を進めているところである。

また、製造業者等が再商品化等をするときは、生活環境の保全に資する事項であって政令で定める事項を実施しなければならないとしている。これは、具体的には冷蔵庫及びエアコンからの冷媒フロン回収・破壊を想定している。冷媒として用いられている特定フロンは、オゾン層破壊の防止の観点から、現在、その回収に向けての取組が進められており、製造業者等にその回収・破壊を義務付けることにより、リサイクルを行う際には、このような環境保全の目的も併せ達成できることとなる。

主務大臣は、このような引取り又は再商品化等に必要ない行為をしない製造業者等があるときは、必要な行為を実施すべき旨の勧告をすることができるものとし、勧告を受けた製造業者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとし、義務の遵守を確保している。

さらに、製造業者等は、引取りを求めた者に対し、再商品化等に必要ない行為に関し、料金を請求することができるものとし、この再商品化等に関する料金について、製造業者等は、あらかじめ公表しなければならないものとしている。同様に主務大臣は、製造業者等が公表した料金が適正な原価を著しく超えているとき、又は製造業者等が公表した料金の額以外の額を請求しているときは、当該製造業者等に対し、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができるものとしている。この勧告を受けた製造業者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとしている。

(2) 小売業者の役割

小売業者は、製品の販売を通じて、製造業者及び輸

入業者と製品の使用者である消費者との接点としての役割を担っており、これまでも新たな製品の販売に際して家庭等における消費者から使用済みの家電製品などを引き取り、処理等のルートへの引渡しを行ってきている。

本法においては、このような小売業者の活動を維持し、さらに効率的かつ効果的な回収・リサイクルの仕組みを構築するため、小売業者に対し、引取りの義務を課すとともに、製品の使用者に対する長期間使用等の情報提供等について所要の役割を果たすことを求めている。

すなわち、小売業者には、大きくは以下の2つの義務を課している。

第一に、引取りの義務であり、自ら過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき、特定家庭用機器の小売販売に際し同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときについては、排出者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならないものとしている。

第二に、小売業者は、引き取った特定家庭用機器廃棄物を、これを引き取るべき製造業者等に引き渡さなければならないものとしている。

このような引取り又は引渡しをしない小売業者があるときは、主務大臣は、これを実施すべき旨の勧告をすることができるものとしている。さらに、勧告を受けた小売業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとし、義務の遵守を確保している。

さらに、このような引取りの際には、小売業者は、排出者に対し、小売業者の収集及び運搬に関する料金、製造業者等のリサイクルに関する料金を請求することができるものとしている。

一方、この料金制度を透明なものとし、消費者のリサイクルへの理解を促すため、小売業者は、収集及び運搬に関する料金について、あらかじめ、公表しなければならないものとしている。一方、この料金が不当に高い額である場合には、排出者の適正な排出、ひいては制度の円滑な運営に支障が生じるため、主務大臣は、小売業者が公表した料金が適正な原価を著しく超えていると認めるときは、その料金を変更すべき旨の勧告をすることができるものとしている。さらに、勧告を受けた小売業者が、その勧告に係る措置をとらな

かった場合においては、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとしている。

(3) 消費者の役割

消費者は、家電製品などをなるべく長期間使用することにより、使用済みの家電製品の廃棄物としての排出を抑制するよう努めるとともに、廃家電製品を排出する場合には、そのリサイクルが確実に実施されるように廃家電製品の収集や運搬をする小売業者や製造業者などに適切に引き渡すことが求められている。また、自ら家電製品を使用することで便益や効用を享受していることから、小売業者の請求に従ってリサイクルに必要となる費用に充てられる料金の支払いに応じること等、これら小売業者や製造業者がリサイクルを実施するために行う措置に協力することが求められている。

(4) 指定法人の役割

本法では、家電製品の再商品化等（リサイクル）を進める上では一義的には製造業者等及び小売業者が大きな役割を果たすものであるが、これらの取り組みを補完するために、公益法人の中から指定法人を指定し、必要な業務を行わせることとしている。

指定法人の第一の業務としては、中小企業など一定の要件に該当する製造業者等の委託を受けて、当該製造業者等が行うべき再商品化等に必要の行為をこれに成り代わって実施することである。これは、中小の製造業者等が自ら独力で再商品化等を行うことは、規模の経済性等の観点から踏まえると、必ずしも社会的に効率的とは言えない場合があり得るからである。

また、引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要の行為を実施することも併せて指定法人の業務としている。これは、再商品化等の義務を履行すべき製造業者等が倒産してしまったり、どこに所在するのかが不明となった場合に、これらの者に成り代わって再商品化等を行うものである。

第二の業務は、市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域に居住する住民からの求めに応じ、特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡す業務である。これは、場合によっては、地域に小売店が存在しないことから、製造業者等への引渡しに支障を来す場合があるとも考えられるため、このような場合に遺漏なきよう措置したものである。

以上の業務を指定法人が適切に行うことを担保するため、主務大臣は所要の監督を行うこととしている。

4. 費用徴収方法について

本法では、廃家電のリサイクル等に要する費用については、これを排出する消費者（正確には排出者）が負担することを原則とし、その徴収方法として、排出時に排出者が支払う排出時徴収方式を採用している。リサイクルに要する費用の徴収方法については、排出時徴収方式に加え、販売時点で製品価格に転嫁する方法など理論的には様々な方法があり得るところであるが、いずれの仕組みが最適であるかは、リサイクルの対象となる財の特性、流通形態、消費形態などに大きく依存するものであり、それぞれの財の性格に合わせて最適な方式を選択していくことが不可欠である。この排出時徴収方式は、家電製品の使用・排出の実態にかんがみ、以下のような理由に基づき採用されたものである。

第一に、家電製品は大量に家庭内に普及しており、この数は約3億台とも推定されているが、このような販売済みの製品のリサイクル費用をどのように徴収すべきかという観点である。製品価格に転嫁して販売時点で徴収する方式では、このような販売済みの製品のリサイクルのコストを誰が負担するのかという問題が生じてしまう。本法は、リサイクルを進めることで、現在、急を要する課題となっている最終処分場不足問題にも併せて対処しようとするものであり、販売済みの製品についても確実な対応が可能であることが不可欠である。

なお、制度発足時に既に発売されている製品には排出時徴収方式とし、制度発足以後、発売される製品には製品価格転嫁方式を採用するという折衷案も概念的には考えられるが、以下に述べる第二の問題点を解決できないことに加え、大量の製品がリサイクル価格の含まれないものと含まれるものに二分されることから、消費者、小売業者等の混乱を招く可能性が高く、現実的な策とは言えない。

第二に、家電製品の使用期間は長期にわたり、概ね10年程度、場合によっては20年以上も使用される場合があり得る。このように購入時点（リサイクルコストが支払われる時点）と廃棄時点（実際にリサイクルコストとして使用される時点）が大きく異なる場合には、製品価格転嫁方式の下では、廃棄され、リサイクルされる際のコストが販売時点では事前には正確に予測で

きないという問題を生じてしまうこととなる。このため、必要なリサイクルコストと消費者の負担額が一致せず、不透明な制度となるとともに、コストに係る不確実性をすべて製造業者が負担しなければならない制度となってしまう欠点がある。このような考え方に対し、排出時徴収方式であっても、消費者は製品の購入段階で将来、支払わなければならないコストを正確に予測し得ないことは同じであり、製造業者等から消費者にコストに係る不確実性を転嫁するものとして不適当であるとする議論もある。しかしながら、使用済みの家電製品を廃棄し、環境への負荷を与えるのは、いずれにせよ消費者である以上、消費者が不確実性を含めコストを負担すべきものであるし、いずれの費用徴収方式を採用したとしても、レベルのいかんはともかくも、経済学的にはこれら費用は最終的には消費者に転嫁され、帰着するものである。なお、当然のことながら、製造業者にとっては、このコストを最小にするよう努力すべきことは言うまでもない。

第三に、製品価格転嫁方式の場合、製品価格に上乘せされて集められた資金を実際にリサイクルに使用する時点まで確実に保全することが必要となる。家電製品は主として国内大手企業により供給されているものの、一部には製造業者の市場撤退等も生じているし、ワンチャンスの取引で市場参入してくる輸入品も存在する。このような場合でも消費者の支払った費用が製造業者等によりきちんと保全されるよう措置する必要がある。しかし、この保全に万全を来すために、例えば年金制度のように集中的な管理を行うとすると、大型家電の国内販売台数が年間2000万台にも上ることを踏まえると、常に莫大な資金を管理する必要が生じることとなり、この管理だけでも相当なコストを要することとなる。

さらに、製品価格転嫁方式の1類型としてデポジット制度が考えられるが、これは消費者に回収へのインセンティブを与えるという点では優れた制度であるが、価格転嫁方式の問題点が同様に該当することから、本法では採用されていない。デポジット制度は、主として食品・飲料などの容器包装において用いられることのある制度であるが、その際の主眼は消費者に回収へのインセンティブを与えることによる回収率の向上にある。容器包装は軽量で不法投棄が容易であることから、散乱性が高く、回収が困難となる傾向が強いため、デポジット制度が採用される場合があるが、家電製品は重量が重く、容器包装に比べると散乱の可能性は

るかに低いものである。また、容器包装は食品に用いられる割合が高いなど、費用支払い時点（購入時点）と廃棄時点が時間的に近接していることから、前述のような家電製品に関する製品価格転嫁方式の弊害が生じないものである。

したがって、家電製品については、排出時徴収方式を採用した場合、以上のような問題は生じず、逆にリサイクルコストが必要となる時点で消費者が正確に支払うべき額を支払い得るという意味で透明でわかりやすい制度とすることが可能である。一方、同時に、消費者に対し不適切なリサイクルコストが請求されないようにすることも不可欠であるため、本法では不適切なリサイクル料金が設定されている場合には、製造業者に対し本法に基づき主務大臣が勧告、命令を行うなどの措置を設けて、行政も必要な関与を行うこととしている。

なお、製品価格転嫁方式、特にデポジット方式の家電製品への適用を主張する場合、本法の排出時徴収方式の下では不法投棄を増大させかねないとの懸念を根拠とするものがあるが、過去に粗大ゴミ手数料を導入した自治体の経験からも、粗大ゴミ手数料のような排出時徴収方式が不法投棄を増大させるという結果は特にもたらされていないところである。また、不法投棄は多くの場合、消費者が行っているのではなく、違法な事業者が行っている場合が多いものと見込まれており、本法では、このような違法な事業者による不法投棄を防止するため、管理票制度を導入することとしている。

5. 具体的なリサイクルの進め方

リサイクルには、回収される再生資源を製品の原材料や部品として利用する、いわゆるマテリアル・リサイクルと、回収される再生資源を燃焼させ、その際に生じる熱エネルギーを利用する、いわゆるサーマル・リサイクルが存在する。本法においては、マテリアル・リサイクルを「再商品化」、サーマル・リサイクルを「熱回収」と、それぞれ定義している。

具体的には、「再商品化」とは、機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らがこれを製品の部品又は原材料として利用する行為、又は他の利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。

さらに、「熱回収」とは、機械器具が廃棄物となったものから分離した部品及び材料のうち再商品化され

たもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為、又は他の利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為と定義している。

本法では、環境に与える負荷がより小さいことから、マテリアル・リサイクルをサーマル・リサイクルよりも優先することとしている。

小売業者により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、小売業者自ら又はその者の委託を受けた廃棄物収集運搬業者を経て、最終的に製造業者等のところへ運搬されて再商品化等が行われることとなるが、この運搬段階での紛失や不法投棄が多発することとなる、制度の趣旨を大きく損ねることとなる。また、費用を支払ってリサイクルへの協力を行った消費者の制度に対する信頼を損ねることとなる。本法では、このような事態が生じないように、小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物について小売業者が管理票（マニフェスト）を発行し、この管理票が特定家庭用機器廃棄物とともに製造業者等の下まで運ばれていくことで、管理票が紛失すれば、特定家庭用機器廃棄物が適正な再商品化等のルートから外れたことが明確になるよう、管理票制度を設け、その運営について必要な規定を設けている。

なお、管理票は、必ずしも紙による必要はなく、電子媒体で行うことも可能であり、情報通信の進歩にも十分対応することが可能となるよう措置されている。

6. 特定家庭用機器再商品化法と廃棄物処理法との関係

本法では、再商品化等の実施を適正かつ円滑に進め

るため、廃棄物処理法について一定の特例措置を設けている。例えば、小売業者については、その者が自ら特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を行う場合は、本法の義務の範囲において、廃棄物処理法の廃棄物収集運搬の業の許可の取得を不要とし、製造業者等については、主務大臣の認定を受けた範囲で、廃棄物収集運搬・処分業の許可の取得が不要としている。これは、本来的には、廃棄物処理法に基づく市町村の許可が必要ではあるものの、本法に基づき収集運搬やリサイクルを行うことが義務となっている以上、市町村の地理的な範囲を超えて収集運搬やリサイクルを行う必要が生じることにかんがみ、小売業者や製造業者等の負担を軽減したものである。なお、許可が不要といっても、廃棄物処理法に基づく収集運搬の基準等は適用されるため、生活環境保全上の問題が生じることとはならない。

また、家電製品は一般家庭でも事業所でも同じように使用されるものであるため、特定家庭用機器廃棄物は一般家庭から一般廃棄物として排出される場合と、事業所から産業廃棄物として排出される場合のいずれもが存在するが、本法では双方ともに対象としている。このため、一般廃棄物と産業廃棄物を一体的に取り扱う事態が生じることを想定し、特に小売業者の委託を受けることとなると考えられる廃棄物収集運搬業について、一般廃棄物・産業廃棄物の間の一定の特例措置を設けているところである。

協賛行事ごあんない

「第33回空気調和・冷凍連合講演会」

共 催：空気調和・衛生工学会（幹事学会）、日本
冷凍空調学会、日本機械学会

協賛（予定）：化学工学会、低温工学協会、他

開催日：1999年4月19日(月)～21日(水)

会 場：総評会館・大会議室

〔東京都千代田区神田駿河台3-2-11〕

電話 (03) 3253-1771(代)

参加費：一般 2,000円（学生無料）

講演論文集：3,000円（税込）

問合せ先：

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-1

中島ビル3階

(協)空気調和・衛生工学会

第33回空気調和・冷凍連合講演会係

電話 03-3363-8261 FAX 03-3363-8266